

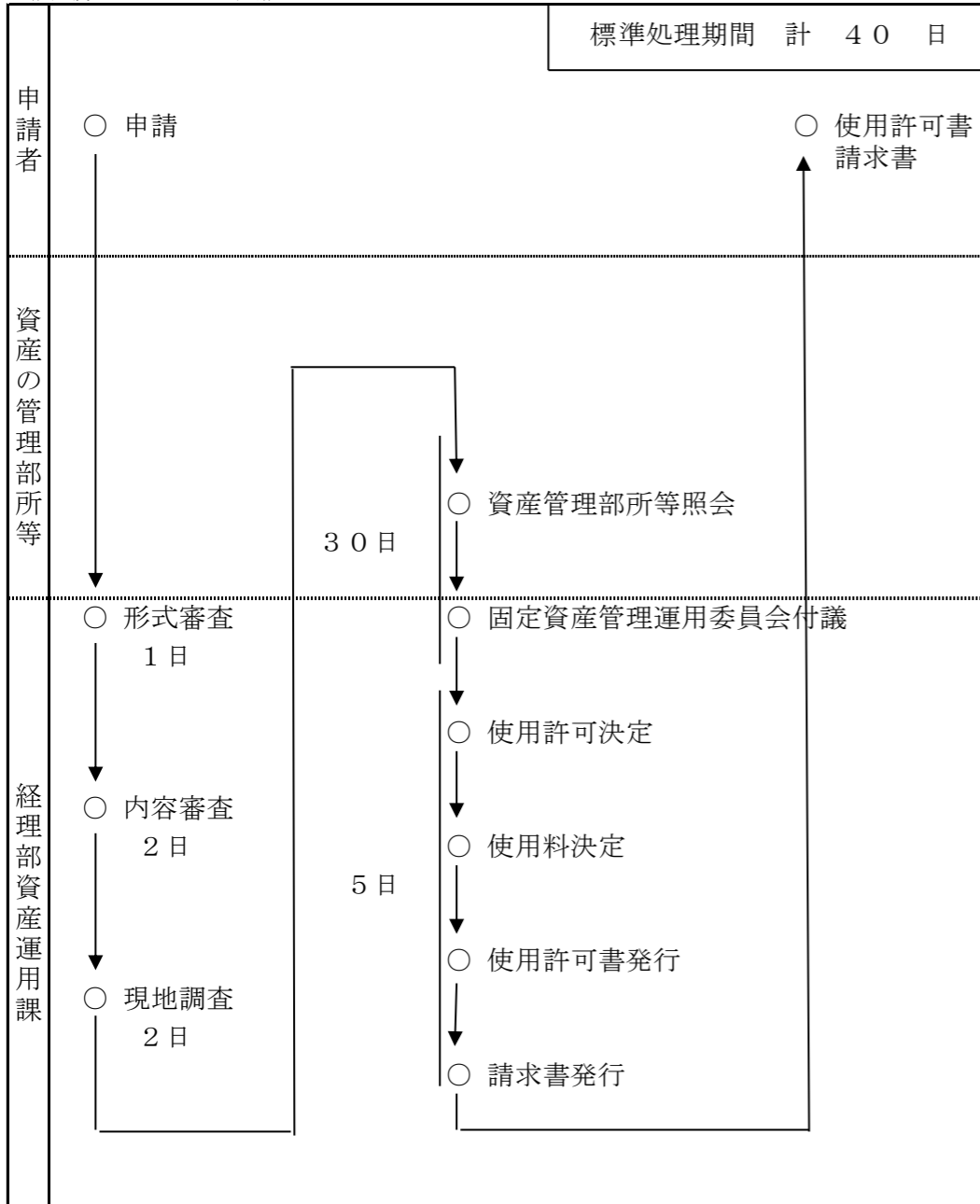
事務処理フロー図

事務名 行政財産の使用許可（建物関係）

作成部署 下水道局経理部資産運用課（固定資産担当）

電話 03-5320-6543

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類が整っているかどうかを確認します。
2	内容審査	法令等に適合するか否かについて、申請の内容をチェックします。
3	現地調査	許可対象資産の現況確認を行います。
4	資産管理部所等照会	使用を許可した場合の支障等について照会します。
5	固定資産管理運用委員会付議	使用許可について、当該処分が適正であるか等を審議します。
6	使用許可決定	使用許可の諾否について決定します。
7	使用料決定	使用許可条件に基づき、使用料の調定を行います。
8	使用許可書・請求書発行	使用許可書の発行及び使用料請求書の発行を行います。
9		
10		

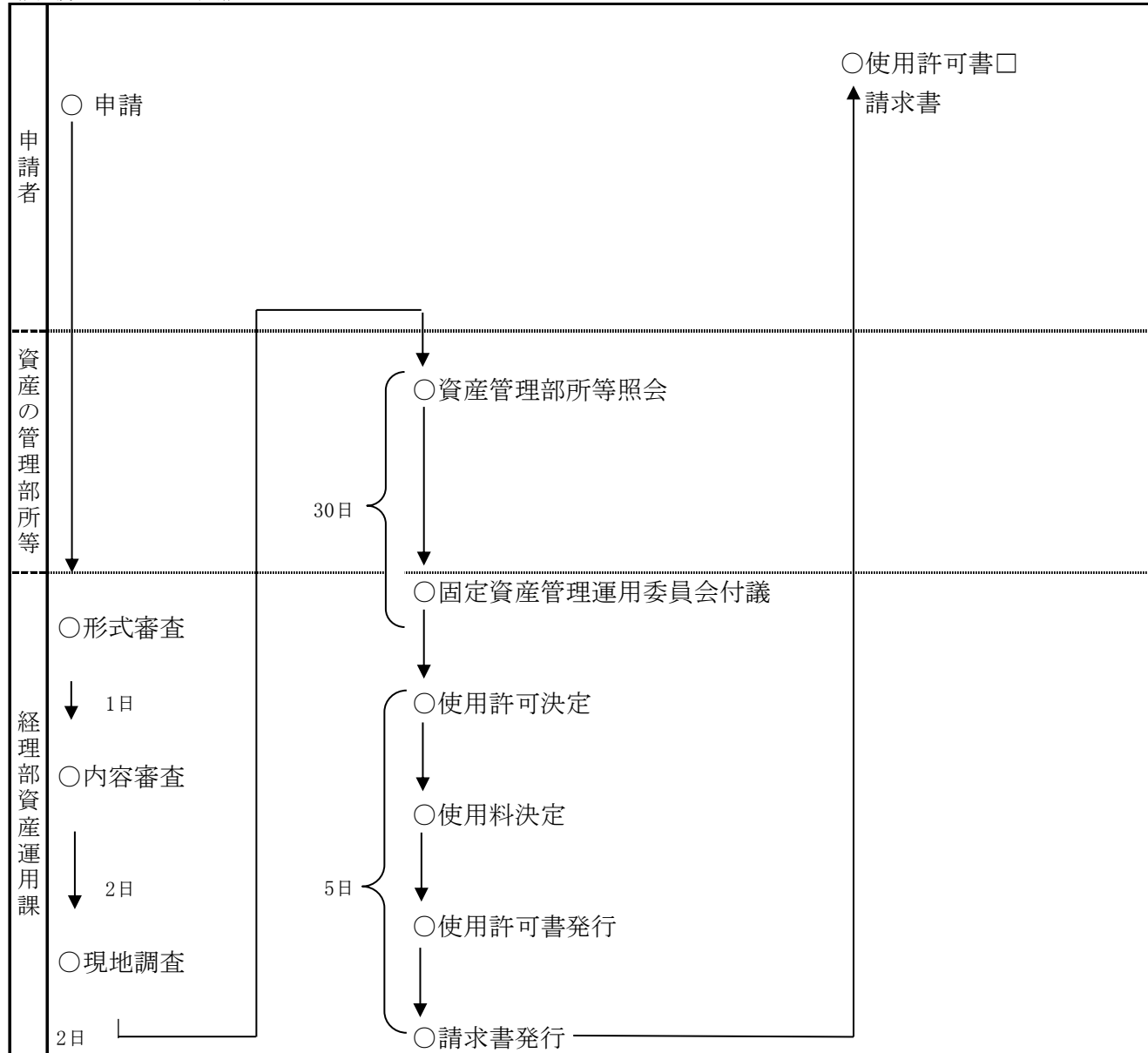
事務処理フロー図

事務名	行政財産の使用許可(土地関係)
根拠法令	地方自治法第238条の4第7項

作成部署 下水道局経理部資産運用課土地運用担当 電話03-5320-6553

標準処理期間計	40日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

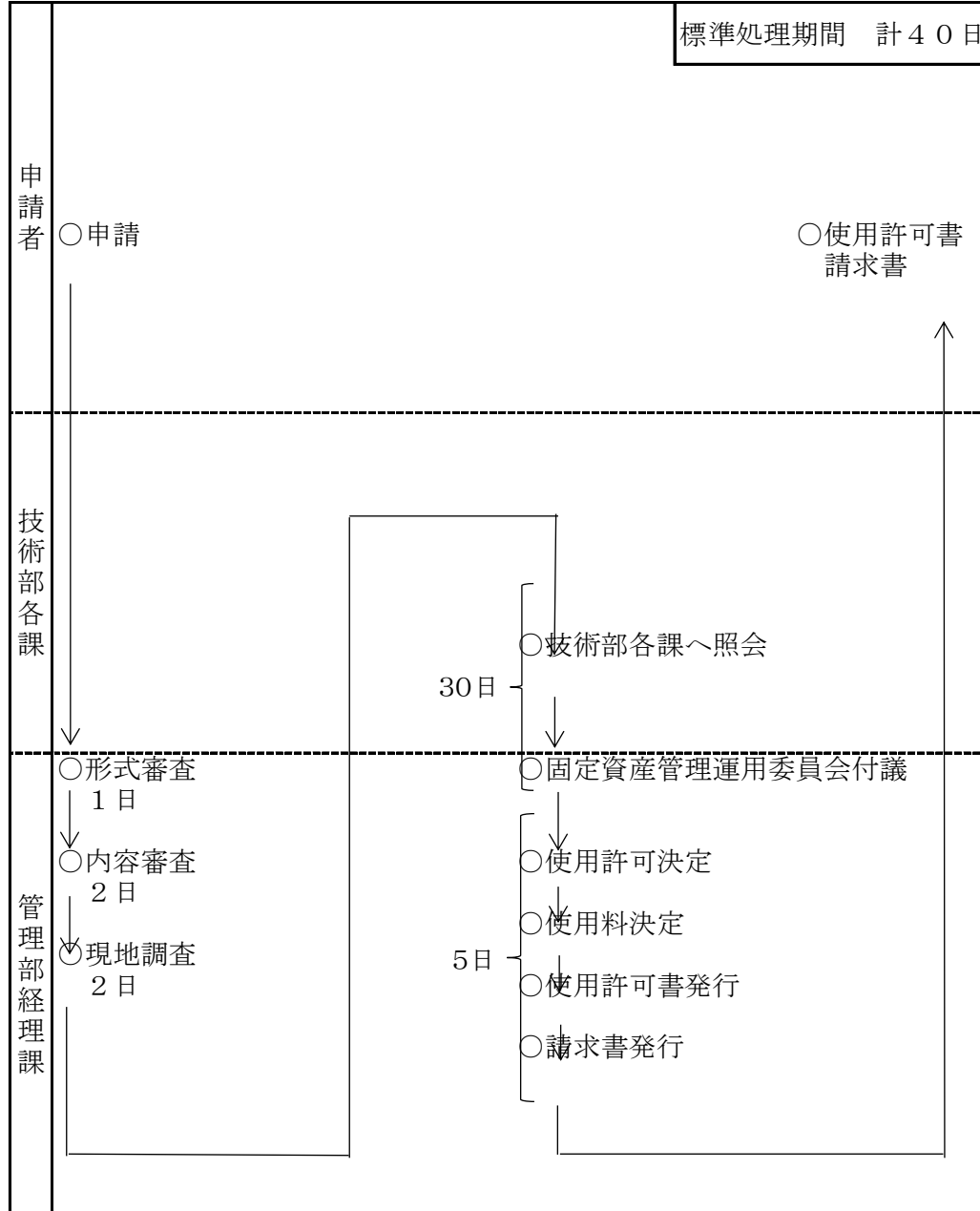
項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類が整っているかどうかを確認します。
2	内容審査	法令等に適合するか否かについて、申請の内容をチェックします。
3	現地調査	許可対象資産の現況確認を行います。
4	資産管理部所等照会	使用を許可した場合の支障等について照会します。
5	固定資産管理運用委員会付議	使用許可について、当該処分が適正であるか等を審議します。
6	使用許可決定	使用許可の諾否について決定します。
7	使用料決定	使用許可条件に基づき、使用料の調定を行います。
8	使用許可書・請求書発行	使用許可書の発行及び使用料請求書の発行を行います。
9		
10		

事務処理フロー図

事務名 行政財産の使用許可（建物関係）

作成部署 流域下水道本部管理部管理課（財産管理担当） 電話042-527-4207

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

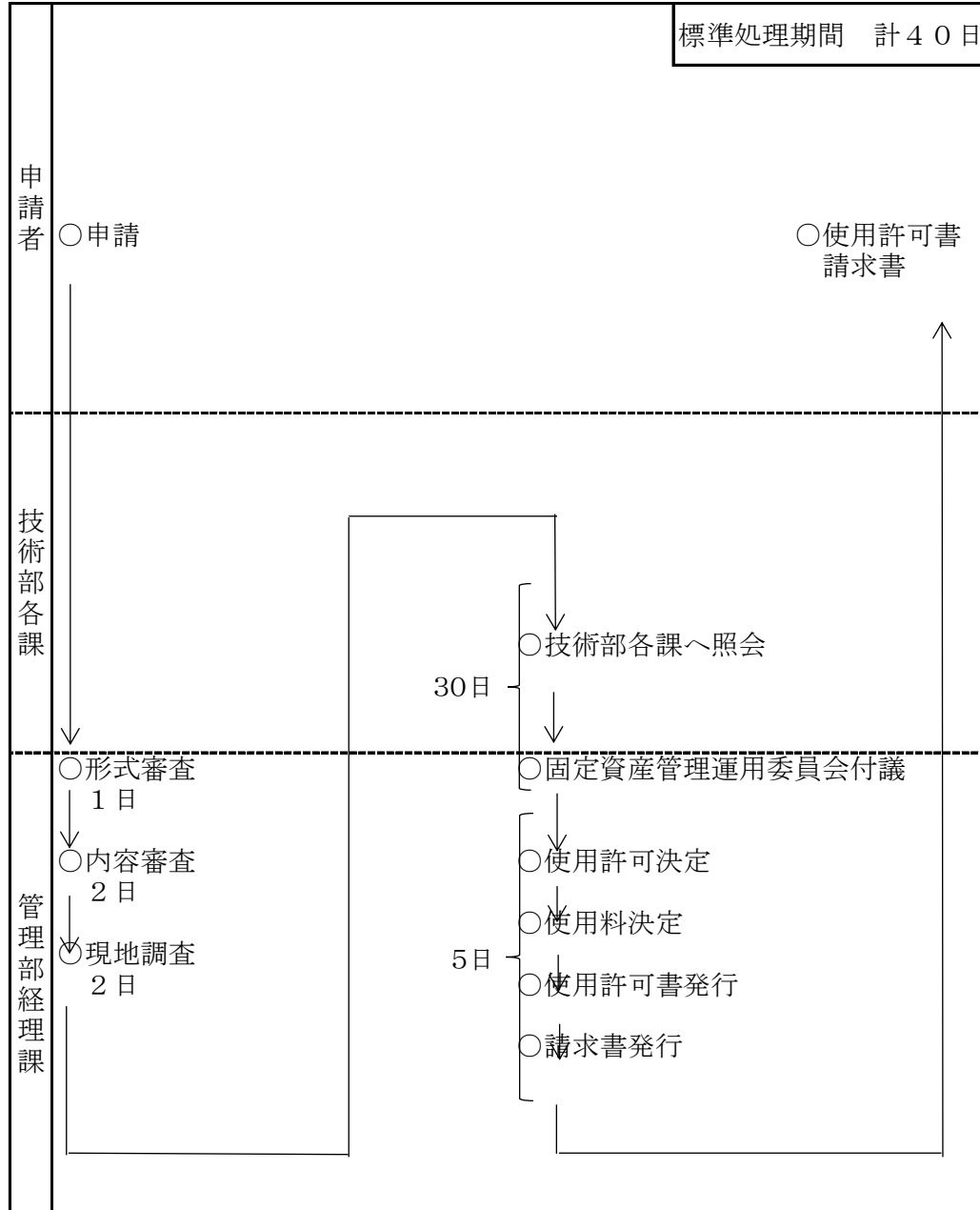
項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付資料が整っているかどうかを確認します。
2	内容審査	法令等に適合するか否かについて、申請の内容をチェックします。
3	現地調査	許可対象資産の現況確認を行います。
4	技術部各課へ照会	使用を許可した場合の支障等について照会します。
5	固定資産管理運用委員会	使用許可について、当該処分が適正であるか等を審議します。
6	使用許可決定	使用許可の諾否について決定します。
7	使用料決定	使用許可条件に基づき、使用料の調定を行います。
8	使用許可・請求書発行	使用許可の発行及び使用料請求書の発行を行います。
9		
10		

事務処理フロー図

事務名 行政財産の使用許可(土地関係)

作成部署 流域下水道本部管理部管理課(財産管理担当) 電話042-527-4207

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付資料が整っているかどうかを確認します。
2	内容審査	法令等に適合するか否かについて、申請の内容をチェックします。
3	現地調査	許可対象資産の現況確認を行います。
4	技術部各課へ照会	使用を許可した場合の支障等について照会します。
5	固定資産管理運用委員会	使用許可について、当該処分が適正であるか等を審議します。
6	使用許可決定	使用許可の諾否について決定します。
7	使用料決定	使用許可条件に基づき、使用料の調定を行います。
8	使用許可・請求書発行	使用許可の発行及び使用料請求書の発行を行います。
9		
10		